

2019年「全国家計構造調査」結果の概要

令和3年7月

札幌市まちづくり政策局政策企画部企画課

全国家計構造調査は標本調査であり、結果には標本誤差が含まれます。

なお、家計収支に関する結果は、令和元年10月及び11月の収支を集計したものであり、季節性に留意する必要があります。また、消費税率に関しては、令和元年10月1日に8%から10%への改定が行われており、消費税率の改定前にはいわゆる駆け込み需要による消費支出の増加、改定後にはその反動による消費支出の減少がみられるため、留意する必要があります。

2019年「全国家計構造調査」（総務省所管、基幹統計調査）の結果が公表されましたので、その概要を紹介します。なお、本概要に掲げる数値は、特に断りのない限り「二人以上の世帯」と「単身世帯」（世帯員が一人のみの世帯）を合わせた「総世帯」に関する数値です。

1 家計収支に関する結果

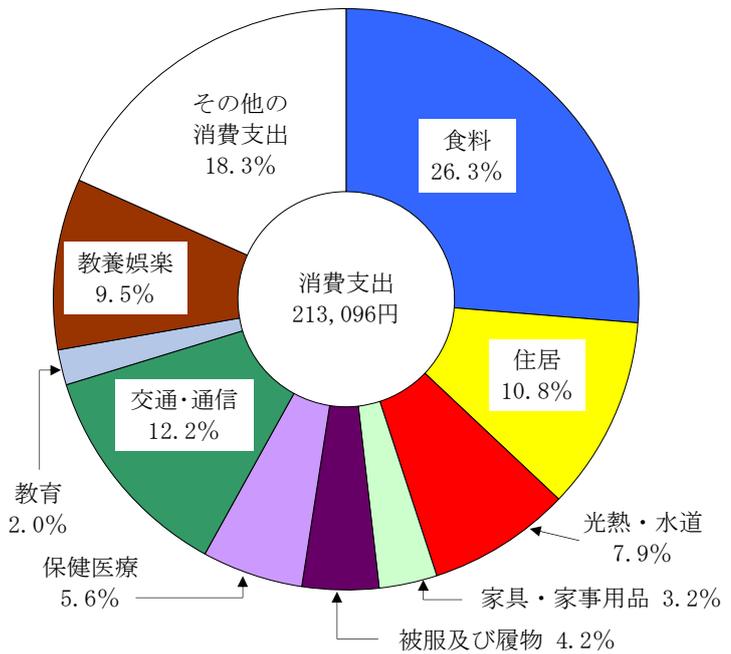
(1) 総世帯・二人以上の世帯・単身世帯の支出

1世帯当たり1か月間の消費支出は21万3千円で「食料」が4分の1を占める（第1表、第1図）

令和元年10・11月平均の総世帯の1世帯当たり1か月間の消費支出は213,096円となっており、収支項目分類別にみると、「食料」が56,020円（消費支出の26.3%）で4分の1を占めて最も多く、以下、「その他の消費支出」が38,946円（18.3%）、「交通・通信」が26,081円（12.2%）、「住居」が22,979円（10.8%）、「教養娯楽」が20,283円（9.5%）、「光熱・水道」が16,859円（7.9%）、「保健医療」が11,894円（5.6%）、「被服及び履物」が9,035円（4.2%）、「家具・家事用品」が6,838円（3.2%）、「教育」が4,160円（2.0%）となっている。

世帯の種類別にみると、二人以上の世帯は269,766円、単身世帯は129,437円となっており、二人以上の世帯が単身世帯を140,329円上回っている。収支項目分類別割合を比べると、二人以上の世帯は単身世帯と比べて、「教育」、「家具・家事用品」、「被服及び履物」、「保健医療」などの割合が高くなっている一方で、「住居」、「交通・通信」などの割合は低くなっている。

第1図 収支項目分類別1世帯当たり1か月間の消費支出の割合
(令和元年10・11月平均)



<資料> 総務省統計局「全国家計構造調査」

第1表 世帯の種類、収支項目分類別1世帯当たり1か月間の消費支出

収支項目分類	実数			割合 (%)		
	総世帯	二人以上の世帯	単身世帯	総世帯	二人以上の世帯	単身世帯
集計世帯数(概数)	190	160	40	—	—	—
世帯数分布	852,128	508,009	344,120	—	—	—
世帯人員(人)	2.09	2.83	1.00	—	—	—
有業人員(人)	1.09	1.35	0.71	—	—	—
世帯主の年齢(歳)	56.6	57.0	55.9	—	—	—
消費支出	213,096	269,766	129,437	100.0	100.0	100.0
食料	56,020	71,244	33,547	26.3	26.4	25.9
住居	22,979	26,179	18,256	10.8	9.7	14.1
光熱・水道	16,859	21,221	10,420	7.9	7.9	8.1
家具・家事用品	6,838	10,291	1,740	3.2	3.8	1.3
被服及び履物	9,035	13,063	3,088	4.2	4.8	2.4
保健医療	11,894	16,431	5,195	5.6	6.1	4.0
交通・通信	26,081	30,555	19,475	12.2	11.3	15.0
教育	4,160	6,978	—	2.0	2.6	—
教養娯楽	20,283	25,163	13,080	9.5	9.3	10.1
その他の消費支出	38,946	48,640	24,635	18.3	18.0	19.0

<資料> 総務省統計局「全国家計構造調査」

(2) 勤労者世帯・無職世帯の支出

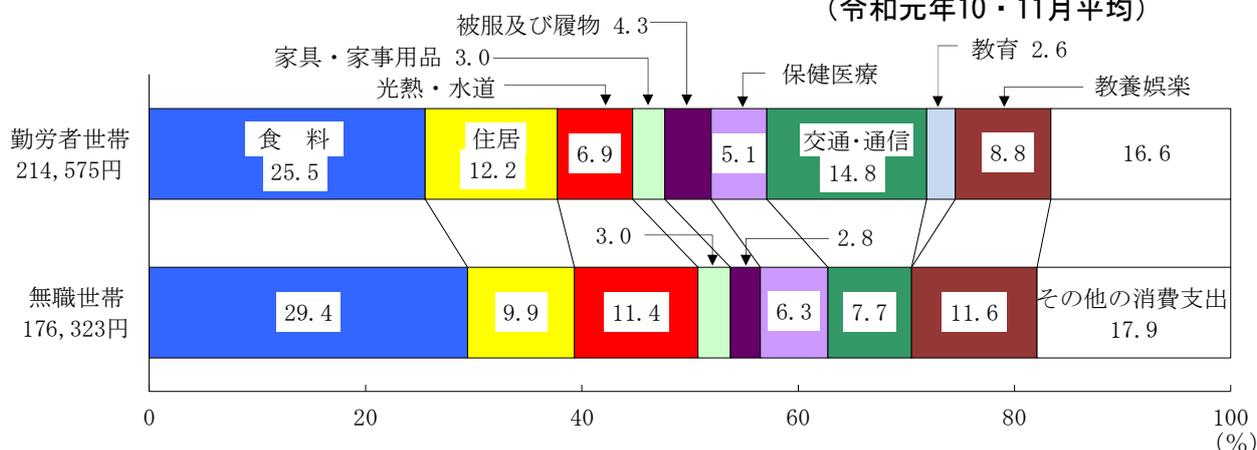
勤労者世帯の消費支出は無職世帯と比べて「交通・通信」、「教育」、「住居」などの割合が高い（第2表、第2図）

総世帯の消費支出を世帯区別にみると、勤労者世帯（世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などに勤めている世帯）は214,575円となっており、収支項目分類別にみると、「食料」が54,817円（消費支出の25.5%）で最も多く、以下、「その他の消費支出」が35,669円（16.6%）、「交通・通信」が31,715円（14.8%）、「住居」が26,214円（12.2%）、「教養娯楽」が18,966円（8.8%）などと続いている。

無職世帯（世帯主が無職の世帯）の消費支出は176,323円となっており、「食料」が51,900円（29.4%）で最も多く、以下、「その他の消費支出」が31,586円（17.9%）、「教養娯楽」が20,433円（11.6%）、「光熱・水道」が20,134円（11.4%）、「住居」が17,442円（9.9%）などと続いている。

勤労者世帯と無職世帯の消費支出を比べると、勤労者世帯が無職世帯を38,252円上回っている。収支項目分類別割合を比べると、勤労者世帯は無職世帯と比べて、「交通・通信」、「教育」、「住居」などの割合が高くなっている一方で、「光熱・水道」、「教養娯楽」などの割合は低くなっている。

第2図 主な世帯区分、収支項目分類別1世帯当たり1か月間の消費支出の割合
(令和元年10・11月平均)



<資料> 総務省統計局「全国家計構造調査」

第2表 世帯区分、収支項目分類別1世帯当たり1か月間の消費支出

収支項目分類	実数				割合 (%)			
	全世帯	勤労者世帯	無職世帯	その他の世帯	全世帯	勤労者世帯	無職世帯	その他の世帯
集計世帯数(概数)	190	110	60	20	—	—	—	—
世帯数分布	852,128	528,575	231,461	92,092	—	—	—	—
世帯人員(人)	2.09	2.12	1.73	2.82	—	—	—	—
有業人員(人)	1.09	1.41	0.21	1.45	—	—	—	—
世帯主の年齢(歳)	56.6	47.7	76.5	57.4	—	—	—	—
消費支出	213,096	214,575	176,323	297,030	100.0	100.0	100.0	100.0
食料	56,020	54,817	51,900	73,282	26.3	25.5	29.4	24.7
住居	22,979	26,214	17,442	18,329	10.8	12.2	9.9	6.2
光熱・水道	16,859	14,890	20,134	19,927	7.9	6.9	11.4	6.7
家具・家事用品	6,838	6,345	5,299	13,532	3.2	3.0	3.0	4.6
被服及び履物	9,035	9,228	4,854	18,434	4.2	4.3	2.8	6.2
保健医療	11,894	11,045	11,055	18,876	5.6	5.1	6.3	6.4
交通・通信	26,081	31,715	13,619	25,059	12.2	14.8	7.7	8.4
教育	4,160	5,684	—	5,869	2.0	2.6	—	2.0
教養娯楽	20,283	18,966	20,433	27,467	9.5	8.8	11.6	9.2
その他の消費支出	38,946	35,669	31,586	76,255	18.3	16.6	17.9	25.7

<資料> 総務省統計局「全国家計構造調査」

2 所得に関する結果

勤労者世帯の1世帯当たりの年間収入は498万4千円で無職世帯を157万円上回る（第3表、第3図）

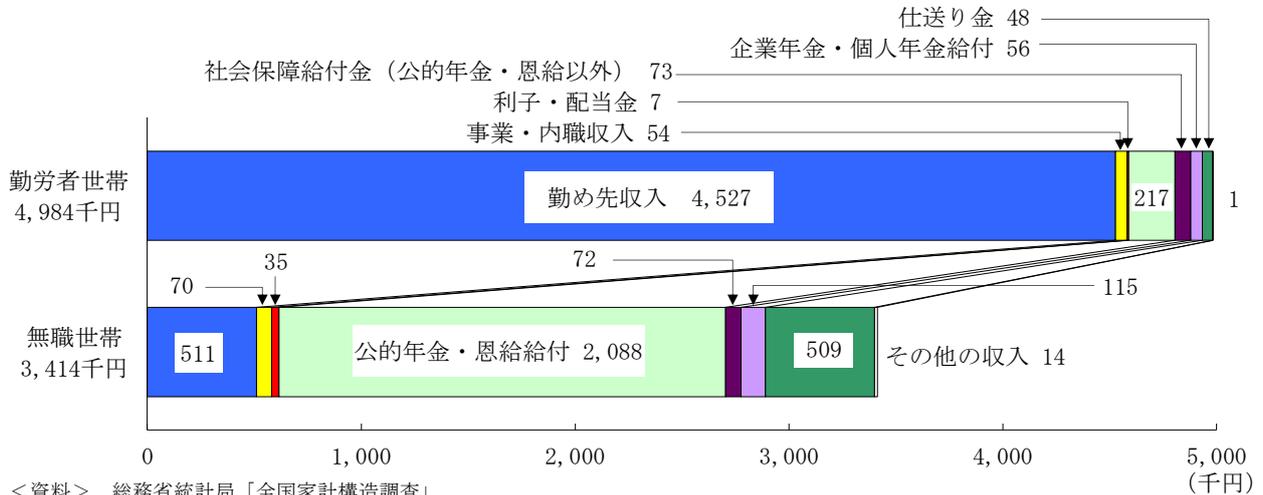
平成30年11月～令和元年10月中の1世帯当たりの年間収入は453万6千円となっており、所得構成別にみると、「勤め先収入」が300万1千円（年間収入の66.2%）で最も多く、以下、「公的年金・恩給給付」が86万7千円（19.1%）、「事業・内職収入」が31万2千円（6.9%）、「仕送り金」が18万8千円（4.1%）などと続いている。

世帯区別にみると、勤労者世帯は498万4千円、無職世帯は341万4千円となっており、勤労者世帯が無職世帯を157万円上回っている。

勤労者世帯の年間収入を所得構成別にみると、「勤め先収入」が452万7千円（90.8%）で最も多く、以下、「公的年金・恩給給付」が21万7千円（4.4%）、「社会保障給付金（公的年金・恩給以外）」が7万3千円（1.5%）、「企業年金・個人年金給付」が5万6千円（1.1%）などと続いている。

無職世帯をみると、「公的年金・恩給給付」が208万8千円（61.2%）で最も多く、以下、「勤め先収入」が51万1千円（15.0%）、「仕送り金」が50万9千円（14.9%）、「企業年金・個人年金給付」が11万5千円（3.4%）などと続いている。

第3図 主な世帯区分、所得構成別1世帯当たり年間収入（平成30年11月～令和元年10月中）



<資料> 総務省統計局「全国家計構造調査」

第3表 世帯区分、所得構成別1世帯当たり年間収入額

所得構成	実数				割合（%）			
	全世帯	勤労者世帯	無職世帯	その他の世帯	全世帯	勤労者世帯	無職世帯	その他の世帯
集計世帯数（概数）	300	170	100	40	—	—	—	—
世帯数分布	829,741	480,203	260,807	88,732	—	—	—	—
世帯人員（人）	2.16	2.25	1.87	2.50	—	—	—	—
有業人員（人）	1.05	1.42	0.20	1.54	—	—	—	—
世帯主の年齢（歳）	58.0	47.6	76.7	59.2	—	—	—	—
年間収入	4,536	4,984	3,414	5,410	100.0	100.0	100.0	100.0
現金収入	4,536	4,984	3,414	5,410	100.0	100.0	100.0	100.0
勤め先収入	3,001	4,527	511	2,058	66.2	90.8	15.0	38.0
事業・内職収入	312	54	70	2,420	6.9	1.1	2.1	44.7
利子・配当金	20	7	35	47	0.4	0.1	1.0	0.9
公的年金・恩給給付	867	217	2,088	796	19.1	4.4	61.2	14.7
社会保障給付金（公的年金・恩給以外）	66	73	72	14	1.5	1.5	2.1	0.3
企業年金・個人年金給付	77	56	115	75	1.7	1.1	3.4	1.4
仕送り金	188	48	509	—	4.1	1.0	14.9	—
その他の収入	5	1	14	—	0.1	0.0	0.4	—
現物収入	—	—	—	—	—	—	—	—

<資料> 総務省統計局「全国家計構造調査」

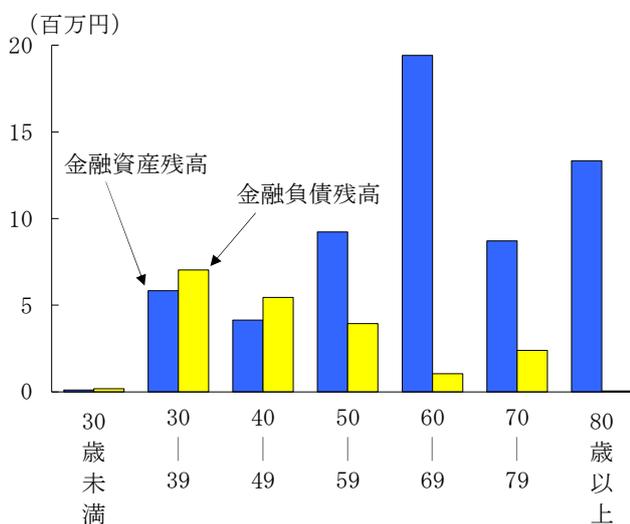
3 家計資産・負債に関する結果

(1) 金融資産・金融負債

1世帯当たりの金融資産残高は世帯主が「60～69歳」の世帯が1941万1千円で最も多い（第4表、第4図）
 令和元年10月末現在の1世帯当たりの金融資産残高は984万7千円となっており、資産・負債の種類別にみると、「預貯金」が675万円（金融資産残高の68.5%）で最も多く、以下、「生命保険など」が168万4千円（17.1%）、「有価証券」が133万円（13.5%）、「その他」が8万3千円（0.8%）と続いている。金融資産残高を世帯主の年齢階級別にみると、「60～69歳」が1941万1千円で最も多く、以下、「80歳以上」が1333万円、「50～59歳」が921万4千円、「70～79歳」が870万2千円などと続いている。

1世帯当たりの金融負債残高は306万3千円となっており、資産・負債の種類別にみると、「住宅・土地のための負債」が276万円（金融負債残高の90.1%）で最も多く、以下、「月賦・年賦」が19万2千円（6.3%）、「住宅・土地以外の負債」が11万2千円（3.7%）となっている。金融負債残高を世帯主の年齢階級別にみると、「30～39歳」が702万8千円で最も多く、以下、「40～49歳」が544万円、「50～59歳」が394万2千円、「70～79歳」が240万円などと続いており、50歳以上の各年齢階級では金融資産残高が金融負債残高を上回っている。

第4図 世帯主の年齢階級別1世帯当たり金融資産残高及び金融負債残高（令和元年10月末現在）



(2) 家計資産総額

1世帯当たりの家計資産総額は2102万5千円で「住宅・宅地資産」が3分の2を占める（第4表）

1世帯当たりの家計資産総額（「純金融資産（貯蓄－負債）」と「住宅・宅地資産」の合計）は2102万5千円となっており、うち「住宅・宅地資産」は1424万2千円（家計資産総額の67.7%）で3分の2を占めている。

家計資産総額を世帯主の年齢階級別にみると、「60～69歳」が3943万6千円で最も多く、以下、「70～79歳」が2594万3千円、「80歳以上」が2533万8千円などと続いている。

<資料> 総務省統計局「全国家計構造調査」

第4表 世帯主の年齢階級、資産・負債の種類別1世帯当たり資産現在高・負債現在高

資産・負債の種類	平均	令和元年10月末現在							
		30歳未満	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80歳以上	
集計世帯数（概数）	300	10	30	50	50	70	60	40	
世帯数分布	829,741	43,775	100,290	156,378	122,248	163,161	132,493	111,395	
世帯人員（人）	2.16	1.69	2.56	2.47	2.61	2.03	1.77	1.70	
有業人員（人）	1.05	1.07	1.47	1.36	1.51	1.17	0.55	0.13	
世帯主の年齢（歳）	58.0	24.8	34.8	44.5	54.7	64.5	74.4	85.3	
家計資産総額	21,025	1,459	10,551	9,320	17,766	39,436	25,943	25,338	
純金融資産（貯蓄－負債）	6,784	△75	△1,193	△1,292	5,271	18,360	6,302	13,273	
金融資産残高（貯蓄現在高）	9,847	110	5,835	4,147	9,214	19,411	8,702	13,330	
預貯金	6,750	96	4,475	2,690	6,071	12,408	6,497	9,867	
生命保険など	1,684	15	737	1,389	2,505	2,793	1,464	1,343	
有価証券	1,330	—	94	48	610	4,156	741	2,120	
その他	83	—	530	20	27	55	—	—	
金融負債残高	3,063	186	7,028	5,440	3,942	1,051	2,400	57	
住宅・土地のための負債	2,760	—	6,423	4,920	3,565	792	2,300	57	
住宅・土地以外の負債	112	80	491	69	175	12	42	—	
月賦・年賦	192	105	115	450	202	246	58	—	
住宅・宅地資産	14,242	1,535	11,745	10,612	12,494	21,076	19,641	12,064	

<資料> 総務省統計局「全国家計構造調査」

4 21大都市比較

(1) 消費支出

札幌市の1世帯当たり1か月間の消費支出は21大都市中20位で北九州市に次いで少ない（第5表）

21大都市の1世帯当たり1か月間の消費支出を比較すると、川崎市が282,248円で最も多く、以下、神戸市が275,023円、熊本市が268,503円、広島市が256,233円、仙台市が253,579円などと続いている。札幌市は213,096円で20位となっており、北九州市の203,705円に次いで少なくなっている。

(2) 年間収入

1世帯当たりの年間収入は上位4位までが首都圏の都市で、札幌市は21大都市中20位（第5表）

1世帯当たりの年間収入は、千葉市が662万8千円で最も多く、以下、東京都区部が657万5千円、さいたま市が655万7千円、横浜市が643万3千円、浜松市が630万円などと続いており、上位4位までが首都圏の都市となっている。札幌市は453万6千円で20位となっており、北九州市の451万8千円に次いで少なくなっている。

(3) 金融資産残高・家計資産総額

1世帯当たりの家計資産総額は東京都区部が最も多く、札幌市は21大都市中18位（第5表）

1世帯当たりの金融資産残高は、千葉市が1880万2千円で最も多く、以下、神戸市が1730万7千円、浜松市が1676万8千円、横浜市が1676万6千円、名古屋市が1665万円などと続いている。札幌市は984万7千円で20位となっており、北九州市の936万8千円に次いで少なくなっている。

1世帯当たりの家計資産総額は、東京都区部が5361万9千円で最も多く、以下、さいたま市が4174万5千円、川崎市が4164万3千円、名古屋市が4099万4千円、横浜市が4087万円などと続いており、札幌市は2102万5千円で18位となっている。

第5表 21大都市の1世帯当たり消費支出、年間収入、金融資産残高及び家計資産総額

都 市	消費支出 (円) 1)		年間収入 (千円) 2)		金融資産残高 (千円) 3)		家計資産総額 (千円) 3)	
		順位		順位		順位		順位
札幌市	213,096	⑳	4,536	⑳	9,847	⑳	21,025	⑱
仙台市	253,579	⑤	5,526	⑪	13,185	⑬	28,501	⑬
さいたま市	244,670	⑨	6,557	③	15,803	⑥	41,745	②
千葉市	242,946	⑫	6,628	①	18,802	①	35,020	⑧
東京都区部	252,935	⑥	6,575	②	14,911	⑧	53,619	①
横浜市	242,487	⑭	6,433	④	16,766	④	40,870	⑤
川崎市	282,248	①	6,204	⑥	14,787	⑩	41,643	③
相模原市	223,426	⑯	5,254	⑮	13,689	⑫	28,260	⑭
新潟市	235,489	⑮	5,334	⑬	10,303	⑲	19,759	⑲
静岡市	250,159	⑦	5,535	⑩	14,234	⑪	34,566	⑨
浜松市	242,594	⑬	6,300	⑤	16,768	③	33,833	⑩
名古屋市	217,599	⑱	5,827	⑧	16,650	⑤	40,994	④
京都市	243,669	⑪	5,324	⑭	14,881	⑨	37,998	⑦
大阪市	217,271	⑲	4,799	⑱	12,741	⑭	30,530	⑫
堺市	220,077	⑰	4,859	⑰	11,325	⑮	25,683	⑯
神戸市	275,023	②	5,906	⑦	17,307	②	38,430	⑥
岡山市	247,830	⑧	5,541	⑨	10,892	⑰	18,712	⑳
広島市	256,233	④	5,491	⑫	14,947	⑦	33,380	⑪
北九州市	203,705	㉑	4,518	㉑	9,368	㉑	17,166	㉑
福岡市	244,253	⑩	4,746	⑲	11,317	⑯	23,760	⑰
熊本市	268,503	③	5,030	⑯	10,743	⑱	26,152	⑮
(参考)								
全国	237,091	—	5,584	—	12,797	—	28,337	—
北海道	218,259	—	4,553	—	8,677	—	14,316	—

注： 1) 令和元年10・11月平均。 2) 平成30年11月～令和元年10月中。 3) 令和元年10月末現在。

<資料> 総務省統計局「全国家計構造調査」

■ 2019 年全国家計構造調査の概要

1 調査の目的

家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握し、世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにすることを目的としている。この調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく「基幹統計調査」（基幹統計「全国家計構造統計」を作成するための調査）で、国が実施する統計調査のうち特に重要な調査となっている。1959 年（昭和 34 年）以来 5 年ごとに実施してきた「全国消費実態調査」を全面的に見直して実施するものであり、2019 年（令和元年）調査は 13 回目に当たる。

2 調査の期間

2019 年（令和元年）10 月及び 11 月の 2 か月間

3 調査の対象

全国から無作為に選定した約 90,000 世帯

4 調査事項

(1) 市町村調査

「家計簿」、「年収・貯蓄等調査票」及び「世帯票」の 3 種類の調査票により、日々の家計の収入と支出、年間収入、預貯金などの金融資産、借入金、世帯構成、世帯員の就業・就学状況、現住居の状況（床面積、建築時期など）、現住居以外の住宅・宅地の保有状況を調査している。

市町村調査は、3 種類全ての調査票に回答をお願いする「基本調査」と、「年収・貯蓄等調査票」及び「世帯票」2 種類の調査票に回答をお願いする「簡易調査」で調査を実施している。

(2) 都道府県調査（「家計調査」調査対象世帯への追加調査）

「家計調査」調査対象世帯に、以下のいずれかの調査を実施した。

ア 家計調査世帯特別調査：「基本調査」の調査事項のうち、家計調査と重なる事項を除いた項目を 1 枚の調査票で調査している。

イ 個人収支状況調査：通常の「家計調査」では捉えきれしていない「個人の判断で自由に使えるお金」の収支内容を、世帯員 1 人 1 人に配布する「個人収支簿」で調査している。

■ 用語の解説

1 世帯主

名目上の世帯主ではなく、一緒に住んでいて、かつ「家計上の主たる収入を得ている人」のことをいう。

2 世帯人員

世帯主とその家族のほかに、家計を共にしている同居人、家族同様にしている親戚、住み込みの家事使用人、営業使用人なども含めた世帯員の人数をいう。家族であつても別居中の人、家計を別にしている間借人などは含めない。

3 有業人員

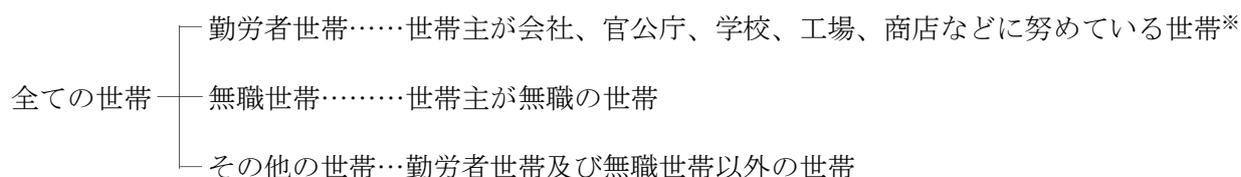
世帯員のうち勤め先のあるもの、自営業主、家族従業者、内職従事者などの人数をいう。

4 世帯の種類

「二人以上の世帯」か「単身世帯」（世帯員が一人のみの世帯）かのいずれかにより分類しており、これらを合わせたものが「総世帯」である。

5 世帯区分

世帯主の就業状態によって「勤労者世帯」、「無職世帯」及び「その他の世帯」に分類される。



※ 世帯主が社長、取締役、理事など会社団体の役員である世帯は、「その他の世帯」とする。

6 年間収入

世帯における過去1年間（2019年調査では、2018年11月から2019年10月まで。）の収入（税込）で、勤め先からの収入、事業による収入、年金や給付金の受取金など、経常的に得ているものをいう。退職金、財産の売却で得た収入、相続により得た預貯金など、一時的な収入は含めない。

7 金融資産残高、金融負債残高

(1) 調査の範囲と内容

- 金融資産残高（貯蓄現在高）とは、銀行（ゆうちょ銀行を含む。）・その他の金融機関への預貯金（利子を含む。）、生命保険・積立型損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金等のその他の貯蓄の合計をいう。
- 金融資産残高は、その種類によって金額の評価方法が異なる。
 - ・生命保険・損害保険・簡易保険：加入してからの払込総額
 - ・株式及び投資信託：2019年10月末日現在の時価による見積額
 - ・貸付信託・金銭信託及び債券：額面金額
- NISA（少額投資非課税制度）やiDeCo（個人型確定拠出年金）については、制度によらず、購入したものの種類（株式や投資信託など）によって、それぞれ該当する項目に含めている。
- 金融負債残高とは、銀行（ゆうちょ銀行を含む。）、生命保険会社、住宅金融支援機構などの金融機関からの借入金のほか、勤め先の会社・共済組合、親戚・知人からの借入金及び月賦・年賦の残高など金融機関外からの借入金の合計をいう。

金融資産・負債とするもの	金融資産・負債としないもの
・単身赴任・出稼ぎなどで離れて暮らしている人の貯蓄・借入金（世帯内で管理している分） ・個人営業のための分	・現金のまま保有しているいわゆるタンス預金 ・知人等への貸金 ・公的年金や企業年金の掛金 ・手持ちの現金

(2) 金融資産・負債の内容及び注意事項

項目		内容及び注意事項	
金融資産	預貯金	通貨性預貯金	<ul style="list-style-type: none"> ・期間の定めがなく、出し入れ自由なもの ・普通預金、当座預金、通常貯金、通知預金など
		定期性預貯金	<ul style="list-style-type: none"> ・一定期間預け入れておくもの ・定期預金、積立定期預金、定期積金など ・定額貯金、定期貯金、財産形成貯金など
	生命保険など	生命保険	<ul style="list-style-type: none"> ・生命保険会社の終身保険、普通養老保険、こども保険、個人年金保険など ・農業協同組合などの終身共済、養老生命共済、こども共済、年金共済など ・掛け捨ての保険は含めない
		損害保険	<ul style="list-style-type: none"> ・火災保険、傷害保険のうち、満期時に満期返戻金が支払われる長期総合保険、積立生活総合保険など ・積立型介護費用保険 ・掛け捨ての保険は含めない
		簡易保険	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構で取り扱っている養老保険、終身年金保険、夫婦保険など ・掛け捨ての保険は含めない
	有価証券	貸付信託・金銭信託	<ul style="list-style-type: none"> ・信託銀行に信託して運用する貸付信託、金銭信託
		株式	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年10月末日現在の時価で見積もった額
		債券	<ul style="list-style-type: none"> ・国債、地方債、政府保証債、金融債など
		投資信託	<ul style="list-style-type: none"> ・株式投資信託、公社債投資信託など ・2019年末日現在の時価で見積もった額
	その他（社内預金など）	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行の「金投資口座」、証券会社の「金貯蓄口座」など、金融機関で上記以外の貯蓄 ・社内預金、勤め先の共済組合、互助会（冠婚葬祭を目的としたものを除く）など金融機関外への預貯金 	
（再掲）年金型貯蓄	<ul style="list-style-type: none"> ・財形年金貯蓄、個人年金信託、個人年金保険など、将来定期的に定められた額を受け取る制度がある貯蓄 ・公的年金（厚生年金、国民年金、共済年金）や企業年金（確定給付年金、厚生年金基金など）、国民年金基金は含めない 		

項目		内容及び注意事項
金融負債	住宅・土地のための負債	・住宅を購入、建築あるいは増改築したり、土地を購入するために借り入れた場合又は割賦で住宅・土地の購入代金を支払っている場合の未払い残高
	住宅・土地以外の負債	・生活に必要な資金（教育ローンなど）、個人事業に必要な資金（開業資金、運転資金など）を借り入れた場合の未払い残高
	月賦・年賦	・乗用車や衣類などを月賦・年賦（分割払い）で購入した場合の未払い残高

8 住宅資産・宅地資産

住宅及び宅地については、『家計の住宅・宅地資産の価額評価方法』に基づき、それぞれの世帯ごとの資産額を2019年10月末時点で評価し、集計に使用した。

9 家計資産総額

『結果の概要』においては、「純金融資産」（金融資産残高から金融負債残高を引いたもの）と、「住宅・宅地資産」（所有している住宅・宅地（居住しているもの以外を含む。））を合わせて家計資産総額としている。

調査の概要や用語の解説の詳細については、総務省統計局のホームページ (<https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/>) をご参照ください。